



月刊 歯科 PRO 通信

第52号 2009年11月20日発行 発行元：歯科プロジェクト



ご挨拶 月刊 歯科 PRO 通信 第52号のご挨拶

こんにちは、**歯科プロジェクト**です。最近、10歳以上年下の人たちと仕事を通じて接する機会が多いのですが、彼らや彼女らと話していて、「若いのに、なんてしっかりしているんだろう」と感心することがよくあります。

今の自分と10年前の自分を振り返っては、こっそり赤面しつつ、謙虚な気持ちにさせてくれる出会いをありがたく思っています。

さて、早いもので今年も残すところあと1ヶ月となりました。皆様にとって2009年はどのような年でしたか？そして、2010年はどんな年にしたいですか？私は歯科プロジェクトのメンバーを巻き込みながら、一人では成しえないことを実現させる。そんな一年にできたらいいなぁと思っています。（千）

今月のお知らせ

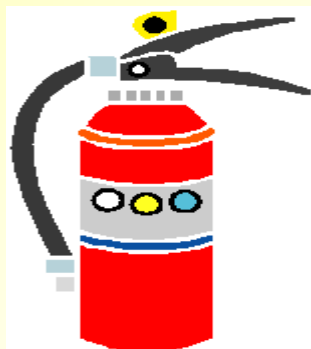
火災保険料の見直し

各種メディアでも取り上げられましたのでご存知の方も多いと思いますが、**平成22年1月1日**より損害保険各社が一斉に火災保険料の見直しを行なうとされています。（同封資料参照）

これにより、火災保険料が平均 **20%アップ**、物件によっては **50%以上のアップ**が予想されています。

12月に満期がくる場合には5年間の長期契約へ変更をしたり、1~11月の契約をされている場合には一旦解約し、新規で5年間の長期契約へ変更するなどの対応で保険料が“**お得**”になる場合があります。今、ご契約されている保険内容をご確認いただき、ご加入の保険会社へお問い合わせされてはいかがでしょうか？

（“名南コンサルティングネットワーク”の『名南リスクマネジメント』を通してご契約いただいているお客様には順次ご案内をさせていただいております。ご不明な点はお問い合わせください。 **直通電話：052-683-7537**） また、『名南リスクマネジメント』でご契約をいただいていない方でも、随時ご相談を受け付けておりますので前記電話番号までお気軽にご相談ください。



年末調整の資料回収期日が11月末となっています！！

年末調整の資料はお送りいただけましたか。「まだです！」という方、急いでお願いします！

<今後のスケジュール>

11月中旬 税務署より年末調整などの資料が届いていると思います。

私共がお送りした年末調整資料と一緒に、税務署から届いた資料もお送り願います。

(「確定申告決算書」「給与支払報告書総括表(市町村からのもの)」「法定調書合計表」に“押印”してお送り下さい。)

12月初旬～中旬 資料の確認を行い、不明等ありましたらご連絡させていただきます。

12月給与・賞与の計算が出来次第、FAX・メールにてお送りください。

(「楽しい給与計算」をご利用の方はお送りいただく必要はありませんが、「給与計算ができたよ!」とご一報いただけると助かります。)

年末～年始 年末調整を行い、年末調整の結果と納付書をご郵送いたします。

納付期限は平成22年1月12日(火)になります。

7月から12月の給与・賞与の所得税額に、年末調整の結果を加味した金額を納付していただきますのでご予約をお願い致します。

楽しい給与計算をご利用の方へ

楽しい給与計算の年末調整の結果入力と年度更新の方法につきまして、今回「操作の手順書」を同封させていただきますのでご覧ください。

ここで! 「楽しい給与計算」をまだご存知のない方のために説明をさせていただきます。

「楽しい給与計算」とは・・・簡単!きれいな!手間なし!をモットーに『シンプルで使いやすく』を追求した給与ソフトです。インターネットの環境が整っていればOK! 更に、歯科プロジェクトをご利用いただいているお客様であれば現在は無料でお使いいただけます。(インターネット通信料は別)「税額変更」「雇用保険料率の変更」などにも対応し、保守料などは一切いただいておりません。「まだ使ったことないけどちょっと触ってみようかな?」という方は是非、下記の欄にご記入いただき、今すぐFAXしてください。

(残念ながらアップル社のMacintoshをご利用の場合は不具合が起きる可能性がありますのでお勧めできません。ご了承ください。)

「楽しい給与計算」の資料請求を希望します。

医院名 / お名前

雑損控除をご存知ですか？

今年台風や地震が相次ぎ、大きな被害が出ているニュースをよくご覧になったのではないのでしょうか？ 雑損控除は天災（台風・地震）や火災などで住居や家財が損害を受けた場合だけでなく、盗難や横領にあった場合、火事などの人為的な災害、シロアリなどの害虫などの生物による災害の場合にも受けることができます。

< 概要 >

雑損控除とは次のいずれかに該当する場合の控除です。

あなたや生計を一にする扶養親族の方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合。

あなたが災害等に関連してやむを得ない支出（1）をした場合

1 災害関連支出とは、災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去のためにした支出。

< 計算方法 >

（損害金額 - 保険金などで補填される額） = …… a

a - （総所得金額 × 0.1） = …… b

a のうち災害関連支出額 - 50,000 円 …… c

b と c の いずれか多い額 雑損控除額

「む、難しい計算だなぁ」と思われるかもしれませんが、簡単に説明しますと、損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（時価）から受取保険金などの金額を差し引いた金額が所得の10%を超えるか、災害関連の支出が5万円を超えれば、雑損控除の対象となるということです。

< 添付又は提示する書類 >

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

いかがでしょうか？少しは“雑損控除”を身近に感じていただけましたでしょうか？

しかし、生活に通常必要でない資産は対象とならないことや雑損控除以外にも災害減免法との有利不利の判定など、その他いろいろな注意点がございます。

『こんな場合は？』と疑問にお感じになりましたら、歯科プロジェクトまでお気軽にお問い合わせください。



今月のお知らせ

今年の除却資産と12月資産購入予定のご確認をお願いします。

12月の初旬に市区町村より償却資産申告書が届くと思います。償却資産の申告は、毎年1月1日現在に所有している資産をその年の1月31日までに申告することになっています。

資産の多少・異動の有無に関わらず申告は必要になります。

申告書が届きましたら、**除却資産の確認** 12月における**資産の購入予定** をご確認いただき、**歯科プロジェクト**までご郵送をお願い致します。(11月中旬にお届け済の異動確認用紙を同封してください。)

今月のお知らせ

決算及び申告のご案内を12月中旬にお送りします！

時期のたつのは早いもので確定申告時期が近づいてまいりました。決算処理において必要となる資料を順次ご案内させていただきます。

12月中旬に郵送にてご案内させていただきますので、円滑に申告手続きを進めるため、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

< 予定 >

12月は、「残高証明書」「在庫」「未収」「未払」などをご準備いただくリストをお送りします。

年末年始の営業につきまして

年末は12月28日まで、年始は1月5日から営業しております。

12月は何かとお忙しいと思いますが、毎月の月次資料は12月15日期限にてご協力を頂きたいと思ひます。なお、年末年始の休日や郵便事情の混雑も考えられますので、月次経営レポートが12月中にお届けできない場合も考えられますので、予めご了承賜りますようお願いいたします。

【郵送期限をお守りいただけない歯科医院様へ！】

最近、期限が過ぎても資料をご郵送いただけない歯科医院様が特定されています。郵送期限は必ず厳守してください。ご協力のほどよろしくお願ひ致します。

